

2021年 9月 20日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾原慶則 殿

J M I T U 愛知地方本部
執行委員長 北村 淳
(押印略)

J M I T U 愛知支部
執行委員長 平田英友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分 会 長 朝 倉 健 次



未支払い時間外労働賃金支払い要求書（3）

貴社本年9月17日付「貴組合本年9月15日付『未支払い時間外労働賃金支払い要求書（2）』につきまして」と題する書面を頂きました。下記の通り抗議申し上げると共に、本件についての速やかな団体交渉開催を強く要求致します。

記

- 1 当労組本年9月15日付「未支払い時間外労働賃金支払い要求書（2）」を尾原社長宛に電子メール送信致しました。併せて貴社が窓口と称する「業務G r.」宛にも送信致しました。しかし、表記書面は貴社代表者ではなく、責任も権限・経験・能力もない「業務G r. 部長伊東雅弘」氏名で当労組に届いています。当労組は、重ねて貴社代表者による、会社としての誠実且つ積極的なご回答を求めます。
- 2 貴社上記書面の第二段落では、「貴組合7月1日付書面につきましては、承知しておりません。」と述べておられます。当労組は間違いなく貴社代表者宛送信しておりますので、「業務G r.」は見ていないことにして形式論にすり替えておられるることは充分推認できるところです。このような貴社の対応を「不誠実」と申し上げています。

3 貴社上記書面の第三段落では、「当社は生産調整日やシフト制勤務の従業員の一部につき、法定労働時間との関係で不備があったことを認めて改善をし、労働基準監督署にも報告済みです。」と、労基署の指導があったことを認めておられます。当労組役員による申告で労基署が指導を行ったことは、労基署から説明があった通りであります。しかし未だに貴社は、関係労働者に謝罪もしていなければ説明もされておられません。監督署に報告するのは「手続き」の一環でありますが、毎日貴社のために職場で労働に励んでおられる従業員に正面から向き合う姿勢がなくて、従業員からの信頼も取引先からの信頼も得られるはずがないと私たちは考えています。尾原社長が導き出した経営方針の、その答えが100名以上の退職者であるという事実に早く気付かれ、組合員を含む従業員と真摯に向き合うことを切に願い、要求致します。

4 貴社上記書面の第四段落では、「一部従業員は、これに反して残業をしていた」、「かかる事態につき調査するとともに、今後も残業をしないよう強く指示し。」、「残業した従業員については、意図的に当社を違法状態に追い込む意図と解さざるをえない」などと記載されていますが、この下りこそまさに、周知とは何か、徹底とは何か、指導とは何か、管理とは何か、の欠落を如実に示す表現に他ならないと言わざるを得ません。従業員の皆さんと、管理放棄とも言える無責任な職場の中で、毎日どんな思いで就労しているのかに想いを馳せることもできない貴社であることは、今後の課題であるとしても、「当社を違法状態に追い込む意図」をもって、わざわざ時間外労働を仕組んでいるかのような言い掛けりは看過できません。

「1分でも労働すれば賃金を支払う」ことは、「賃金労働者と資本」の契約の基本の基本であるところ、貴社は、「残業を原則禁止」とし、「本年4月1日以降は36協定未締結であることから残業について明確に禁止し、一略一 強く指導しておりました。一略一 一部従業員は、これに反して残業をしていた」とは、まさしく「片腹痛い」と言わざるを得ません。

「労働時間管理」とは、慣習として終業時間である17時30分に現場作業から離れたのでは、タイムカードの打刻時間が17時35分か40分になってしまう職場実態があったのであれば、17時30分から31分の間にタイムカードを打刻できるよう17時20分か25分に現場作業を終えるよう指揮・命令するということであります。

17時35分か40分になって「早く仕事を終わって下さい」と触れ回っている「業務G r.」の方々は、こんな常識も弁(わきま)えないのであり、その一方で「当社を違法状態に追い込む意図」などと、「世を拗ねて斜に構えるのも大概にして頂きたい」と申し上げなければなりません。

5 当労組と致しましては、繰り返し申し上げますが、本年4月1日以降の時間外賃金及び時間外労働割増賃金を正しく算定され、本年9月30日支給分の賃金に、加算して支払われるよう改めて強く求めると共に、「3.6協定」締結までの間は、17時30分に全従業員がタイムカードを打刻できるよう速やかな対策と指導を求めます。

以上